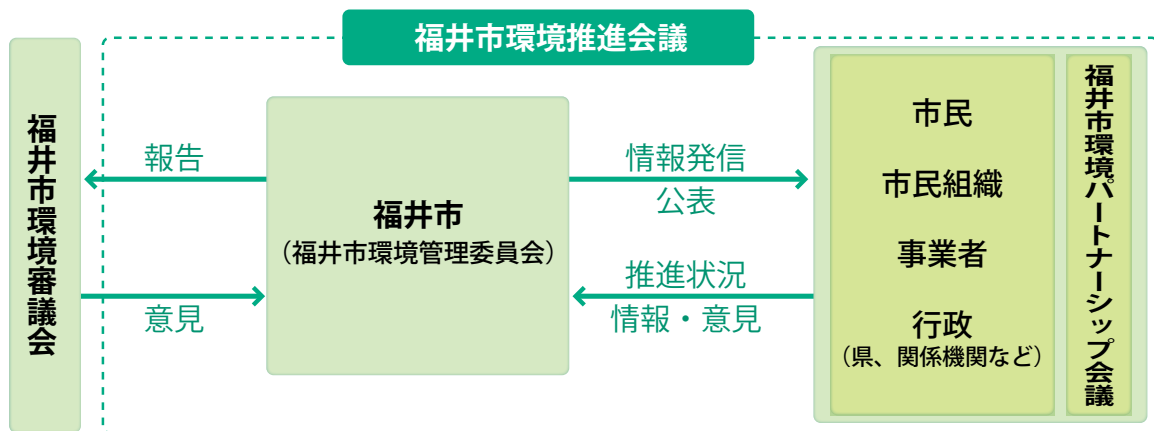


第5章 計画の推進

第3章で示した基本的な考え方に基づき、第4章で示した市民・市民組織・事業者・行政の各主体における取組を推進するため、第5章では計画の推進体制と進行管理を示します。



1 計画の推進体制



①福井市環境推進会議

福井市は、緑あふれる山々や、清らかな川、美しい海岸など潤いのある豊かな自然に恵まれています。先人から受け継いだ、このかけがえのない財産を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化といった地球規模の環境問題にも対応するなど、これまでの保全にとどまらず創造を図っていくために「福井市環境推進会議」を設置します。

この会議は、水辺や緑と親しみふれあう自然創造活動の推進、再生可能エネルギーの普及などエネルギーの有効利用、地球温暖化の防止に向けた公共交通への転換及び環境産業の創出も含めた産学官との連携など新たな取組に関する調査や検討を行います。その結果を踏まえ、この会議は、市民・市民組織・事業者・行政がお互いの特性を生かしながら、対等の立場で協力する協働の理念のもと、より良い環境の創造に向けた取組を進めます。

また、より良い環境の創造を促進するため、環境に関する情報収集や提供、地域における活動の育成や支援を行うなど環境ネットワークを構築します。

②福井市環境審議会

福井市環境審議会は、環境基本条例に規定する機関で、市長の諮問に応じ、環境関係法令の基本的な事項のほか、環境基本計画の改定や推進状況などに関する事項について、総合的な視点から調査審議し、意見を述べます。

③福井市環境パートナーシップ会議

福井市環境パートナーシップ会議は、環境学習などを通じた人材の育成、セミナーなどによる環境活動の普及啓発、環境に関するイベントの開催など環境活動の輪を広げるため、これまで培ってきた知識や経験を生かした実践的な取組を進めます。

2 進行管理

福井市は、福井市環境管理委員会において本計画の進行管理を行います。

この委員会で推進状況を把握し、更なる推進に向けた検討を行うとともに、福井市環境審議会の意見を聞きながら、各主体の取組の推進を図ります。

